

専決処分事項（東村山市国民健康保険税条例の一部を
改正する条例）の報告

地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）の公布等に伴い、東村山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成27年東村山市条例第19号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成27年5月19日報告

東村山市長 渡 部 尚

東村山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、東
村山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する
ものとする。

平成27年3月31日

東村山市長 渡 部 尚

東村山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東村山市国民健康保険税条例（昭和35年東村山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項ただし書中「16万円」を「17万円」に改め、同条第4項ただし書中「14万円」を「16万円」に改める。

第21条各号列記以外の部分中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に、「14万円」を「16万円」に改め、同条第2号中「245,000円」を「260,000円」に改め、同条第3号中「450,000円」を「470,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の東村山市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

東村山市国民健康保険税条例の
一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

(課税額)

- 第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金の納付に要する費用を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）の合算額とする。
- 2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が52万円を超える場合には、基礎課税額は、52万円とする。
- 3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、17万円とする。
- 4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世

旧 条 例

(課税額)

第2条 (同左)

- 2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が51万円を超える場合には、基礎課税額は、51万円とする。
- 3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、16万円とする。
- 4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世

新 条 例

帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が52万円を超える場合には、52万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) (略)

ア～エ (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき260,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額

被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 10,500円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,000円

旧 条 例

帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が14万円を超える場合には、介護納付金課税額は、14万円とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円)の合算額とする。

(1) (略)

ア～エ (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき245,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア (同左)

イ (同左)

(ア) (同左)

新 条 例

(イ) 特定世帯 3, 000円

(ウ) 特定継続世帯 4, 500円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額

被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4, 200円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額

介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6, 500円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき470, 000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額

被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4, 200円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2, 400円

(イ) 特定世帯 1, 200円

(ウ) 特定継続世帯 1, 800円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額

被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1, 680円

旧 条 例

(イ) (同左)

(ウ) (同左)

ウ (同左)

エ (同左)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき450, 000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア (同左)

イ (同左)

(ア) (同左)

(イ) (同左)

(ウ) (同左)

ウ (同左)

新 条 例

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額
介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯を除く。）
1人について 2,600円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の東村山市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

旧 条 例

エ （同左）